

瀬戸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第11号

瀬戸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市情報公開条例施行規則（平成13年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開示請求書) 第3条 条例第6条第1項の規定による開示請求書は、第1号様式のとおりとする。	(開示請求書) 第3条 条例第8条の規定による開示請求書は、第1号様式のとおりとする。
(決定通知書等) 第4条 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> 2 条例第11条第2項に規定する書面は、第4号様式のとおりとする。	(決定通知書等) 第4条 条例第9条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。 (1)及び(2) <省略> 2 条例第9条第2項に規定する書面は、第4号様式のとおりとする。 3 条例第9条第4項に規定する書面は、第5号様式のとおりとする。 4 条例第10条に規定する書面は、第6号様式のとおりとする。
<u>(開示決定等の期間の延長の通知)</u> 第5条 条例第13条第2項に規定する書面は、 <u>第5号様式のとおりとする。</u>	
<u>(開示決定等の期限の特例の通知)</u> 第6条 条例第14条に規定する書面は、第6号 <u>様式のとおりとする。</u>	

(第三者に対する意見書提出の通知等)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項各号に掲げる事項
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第15条第1項及び第2項に規定する書面は、第7号様式及び第8号様式のとおりとする。

4 条例第15条第3項に規定する書面は、第9号様式のとおりとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第8条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)から(3)まで <省略>

(費用負担)

第9条 条例第18条第2項の規定による費用負担の額は、別表のとおりとする。

2 <省略>

(審査会に諮問をした旨の通知)

第10条 条例第20条に規定する書面は、第10号様式のとおりとする。

(不服申立てに対する措置)

第11条 市長は、不服申立てについて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けたときは、速やかに当該不服申立てについて裁決

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第5条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第11条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)から(3)まで <省略>

(費用負担)

第6条 条例第13条第2項の規定による費用負担の額は、別表のとおりとする。

2 <省略>

(不服申立てに対する措置)

第7条 市長は、不服申立てについて瀬戸市情報公開審査会から答申を受けたときは、速やかに当該不服申立てについて裁決し、又は決定しな

<p>し、又は決定しなければならない。 (出資法人等)</p>	<p>なければならない。 (出資法人等)</p>
<p><u>第12条</u> 条例第24条第1項に規定する実施機関が定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで &lt;省略&gt; (実施状況の公表)</p>	<p><u>第8条</u> 条例第18条第1項に規定する実施機関が定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで &lt;省略&gt; (実施状況の公表)</p>
<p><u>第13条</u> 条例第26条の規定による実施状況の公表は、市広報紙により行うものとする。 <u>(任意的開示)</u></p>	<p><u>第9条</u> 条例第19条の規定による実施状況の公表は、市広報紙により行うものとする。</p>
<p><u>第14条</u> 条例附則第3項の公文書の開示の申出は、第11号様式により行うものとする。</p>	
<p><u>2</u> 前項の申出に対する諾否の回答は、第12号様式により行うものとする。</p>	

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

氏 名

〔法人その他の団体に  
あつては、名称及び  
代表者の氏名〕

郵便番号

住 所

〔法人その他の団体に  
あつては、事務所又  
は事業所の所在地〕

電話番号

瀬戸市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示請求をします。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	
開示の実施方法 〔希望する方法を○で 囲んでください。〕	1 閲覧 2 写しの交付（郵送希望 有・無）
備 考	公文書の名称
	担当課等
	回答期限

- 1 写しの交付により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送を希望する場合は、当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 備考欄は、記入する必要がありません。

第2号様式（第4条関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
開示の実施方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵送料		円
担当課等	電話番号		内線

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。

第3号様式（第4条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場 所		
開 示 の 実 施 方 法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代		円
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
備 考	今回の決定から1年以内に、上記において不開示とした部分の開示が可能となる日（ 年 月 日以後）		
	開示が可能となる部分		
担 当 課 等	電 話 番 号		内 線

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	
決 定 の 内 容	<p>1 条例第7条第 号 の不開示情報に該当するため開示できない。</p> <p>2 条例第10条の規定により開示請求を拒否する。</p> <p>3 請求に係る公文書が不存在のため開示できない。</p>
不開示情報に該当する理由 (公文書が不存在である理由)	
備 考	今回の決定から1年以内に、上記において不開示とした部分の開示が可能となる日（ 年 月 日以後）
	開示が可能となる部分
担 当 課 等	電話番号 内線

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第5条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、瀬戸市情報公開条例第13条第2項の規定により、開示決定等をする期間を次のとおり延長しましたので通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	
条例第13条第1項の規定による決定期間の満了年月日	年 月 日
延長後の決定期間の満了年月日	年 月 日
決定期間延長の理由	
担当課等	電話番号 内線

開示決定等については、別途通知します。



第6号様式（第6条関係）

公文書開示決定等期限特例通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示請求のありました公文書については、瀬戸市情報公開条例第14条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項		
条例第13条第1項の規定による決定期間の満了年月日	年 月 日	
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限及びその部分	期限	年 月 日
	部分	
残りの公文書について開示決定をする期限	年 月 日	
条例第14条を適用する理由		
担 当 課 等	電話番号	内線

開示決定等については、別途通知します。

第 6 号様式の次に次の 6 様式を加える。

第7号様式（第7条関係）

公文書の開示に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



瀬戸市情報公開条例に基づき開示請求がありました公文書に、次のとおりあなたに関する情報が記録されていますので、同条例第15条（第1項・第2項）の規定により通知します。

つきましては、請求のありました公文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり参考としたいので、 年 月 日までに別紙「公文書の開示に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第15条第2項に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	1 条例第15条第2項第1号に該当する。 2 条例第15条第2項第2号に該当する。 適用する理由
開示請求に係る公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等）	〒 - 電話番号（ ） - 内線

- 1 回答は、電話等でも結構です。
- 2 提出期限までに回答のない場合は、瀬戸市情報公開条例の規定に基づき開示決定等をしますので、ご了解ください。

第8号様式（第7条関係）

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

氏 名

住 所

電話番号

年 月 日付けで照会のありました公文書の開示に関する意見を次のとおり提出します。

開示請求に係る 公文書の名称	
意 見	1 開示しても支障がない。 2 開示すると支障がある。 3 どちらでもよい。
理 由 (開示すると支障がある場合に記入してください。)	

1 意見の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 理由の欄は、公文書の開示に支障がある部分を明らかにし、かつ、その理由について具体的に記入してください。

第9号様式（第7条関係）

公文書開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示に支障があるとして意見書の提出のありました公文書については、次のとおり開示（一部を開示）することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第15条第3項（同条例第21条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示（一部開示）決定をした公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	電話番号 内線

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

※ 開示を実施する日以降に異議申立てがあったとしても、異議申立ての利益がないとして却下される場合があります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第10条関係）

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する不服申立てについては、次のとおり瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、瀬戸市情報公開条例第20条の規定により通知します。

	年 月 日 瀬 第 号
不服申立ての対象 になった決定	決定の内容
不服申立ての内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話番号 内線

第11号様式（第14条関係）

公文書任意開示申出書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

氏 名

〔法人その他の団体に  
あつては、名称及び  
代表者の氏名〕

郵便番号

住 所

〔法人その他の団体に  
あつては、事務所又  
は事業所の所在地〕

電話番号

次のとおり公文書の任意開示の申出をします。

公文書の名称その他の 開示申出に係る公文書を 特定するに足る事項	
開示の実施方法 〔希望する方法を○で 囲んでください。〕	1 閲覧 2 写しの交付 (郵送希望 有・無)
備 考	公文書の名称
	担当課等
	回答期限

- 1 写しの交付により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送を希望する場合は、当該送付の費用を含む。）を負担していただきます。
- 2 備考欄は、記入する必要がありません。

第12号様式（第14条関係）

公文書任意開示回答書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで任意開示の申出のありました公文書については、次のとおり（開示する・一部を開示する・開示しない）こととしましたので、回答します。

公文書の名称その他の開示申出に係る公文書を特定するに足りる事項			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
開示の実施方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代		円
開示することができない部分及び理由			
担当課等	電話番号		内線

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越してください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年瀬戸市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表右欄中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改める。